

自動車リサイクル法に係る登録・許可申請及び変更届に必要な書類

手続内容	引 取 業 者		フロン類 回 収 業 者		解 体 業		破 碎 業		
	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 許可	変更 届
① 登録・許可申請書及び変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 申請者が個人⇒住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○※1	△※1	○※1	△※1	○	△	○	○	△
③ 申請者が法人⇒定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○※2	△※2	○※2	△※2	○	△	○	○	△
④ 申請者が法人⇒役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書					○	△	○	○	△
⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明	○※1	△※1	○※1	△※1	○	△	○	○	△
⑥ 申請者が法人⇒発行済株式総数の総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（その者が法人の場合、登記事項証明書）					○	△	○	○	△
⑦ 申請者に令5条に該当する使用者がある場合、その者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書					○	△	○	○	△
⑧ カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類	○	△							
⑨ フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類			○	△					
⑩ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類			○	△					
⑪ 解体業（破砕業）を行う施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）、設計計算書、付近の見取図					○※3	△	○※3	○	△
⑫ 施設の所有権の証明書（土地の登記簿謄本・公図・賃貸借契約書等）					○※3	△	○※3	○	△
⑬ 事業計画書					○		○	○	
⑭ 収支見積書及び3年間の決算書					○		○	○	
⑮ 納税証明書（法人：直近3年間の法人税） （個人：直近3年間の所得税）					○		○	○	
⑯ 標準作業書					○	△	○	○	△
⑰ 欠格要件に該当しない旨の誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△ 該当する変更事項があれば必要

※1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は不要

※2 定款又は寄附行為は不要

※3 許可更新時は、特段の変更がなければ施設関係書類（⑩、⑫）は不要